

特定共同住宅等の建築計画届出書の届出要領

1 届出の趣旨

「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）に基づき、一定の構造上、設計上の要件を満たした共同住宅等について、一部の消防用設備等の設置の緩和を求める際に届け出るものである。

2 届出要領

(1) 届出時期

消防同意後又は計画通知書の処理後速やかに提出すること。

(2) 添付図書

ア 案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、設備図、仕上表、求積図

イ 特定共同住宅等の類型（二方向避難・開放型、開放型、二方向避難型、その他）ごとに検証が必要となる事項に係る検証資料（必要となる場合、（ア）から（エ）までの全部又は一部を添付することとする。）

（ア）開放性の検証資料及び算定根拠となる数値を示す図書

（イ）二方向避難（2以上の異なった避難経路等）に係る検証資料

（ウ）開口部の面積制限がある場合の検証資料

（エ）特定光庭に係る検証資料

(3) 届出方法

[ちば電子申請システム](#)にて電子申請、又は、届出書2部（正本及び副本をそれぞれ1部）を届けること。郵送による届出については、「[郵送による届出等について](#)」を参照すること。

また、届出様式、記載例は、[千葉市消防局のホームページ](#)を参照すること。

(4) 届出先

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号 セーフティーちば4階
千葉市消防局予防部指導課

※担当係

建築第一係（中央区、緑区） Tel043-202-1668

建築第二係（花見川区、稲毛区、若葉区、美浜区） Tel043-202-1736